

荻伏小学校いじめ防止基本方針

浦河町立荻伏小学校

平成26年4月制定
(令和7年2月改訂)

荻伏小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

浦河町においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第12条及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、以下「国的基本方針」という。）を参照し、令和3年3月に「浦河町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定し、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきています。

浦河町立荻伏小学校においては、「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、平成26年4月に「いじめ防止基本方針」を制定し、子どもの権利・人権が保障され、全員にその意識が定着している学校を目指しています。

しかしながら、今般、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、浦河町方針の一部が改定することになりました。

いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、町教委と学校が一層の連携を図り迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校・家庭・地域が連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持って、いじめの防止等の取組を推進していく必要があります。

この度、浦河町の方針に示すいじめ防止等の方針の一部改訂を受け、荻伏小学校においても、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、以下のように「いじめ防止基本方針」を改定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの理解	1
ア いじめの定義	1
イ いじめの内容	3
ウ いじめの要因	3
エ いじめの解消	5
2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	6
(1) 学校及び学校の教職員の責務	6
ア 学校の責務	6
イ 教職員の責務	7
(2) 保護者の責務	7
(3) 地域の役割	8
3 町の責務	9
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	10
1 浦河町における基本方針の策定と組織の設置	10
(1) 「浦河町いじめ防止基本方針」の策定等	10
(2) いじめの防止等の対策に係る組織	10
(3) 教育委員会の附属機関の設置	10
2 学校の設置者が実施すべき施策	10
(1) いじめの防止	10
(2) いじめの早期発見	13
(3) 関係機関等との連携等	14

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	15
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	15
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	16
(7) 啓発活動	16
(8) 学校の設置者による措置	16
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備	17
(10) 学校評価等における留意事項	18
3 学校が実施すべき施策	19
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	19
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	21
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	22
①いじめの防止	22
②いじめの早期発見	24
③その他	25
4 重大事態への対処	27
(1) 浦河町立小中学校における対処	27
(2) その他	28
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	29
資料 関係条文	30
・「いじめ防止対策推進法」	30
・「北海道いじめ防止等に関する条例」	31

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

荻伏小学校では、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、学校と町が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成26年北海道条例第8号。「以下「道条例」という。）第3条では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあるではない。児童生徒に対しいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次のとおり規定されており、荻伏小学校はこれを踏まえて取り組む。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係¹にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられるところから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ²」、「多様な背景を持つ児童生³」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

※3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

これらのいじめの中には、犯罪行為⁴として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、「生徒指導連絡協議会」等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

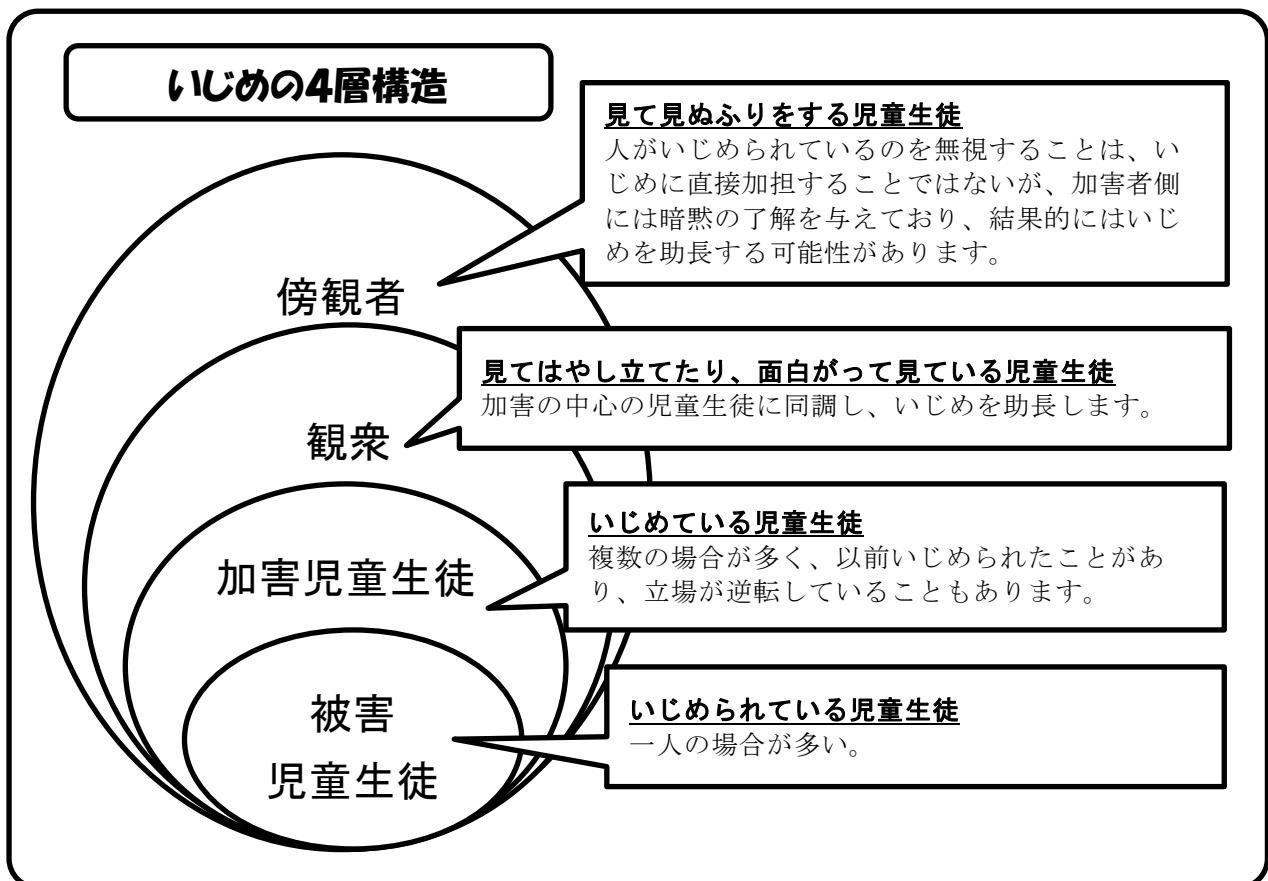
いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

※4 いじめの事例のうち、『犯罪行為』として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害（いじめを受けた）と被害（いじめを行った）という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。



- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起これり得る。

工 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校の責務

学校においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しがゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(2) 保護者の責務

家庭⁵は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び道条例を踏まえ、次の取組を進めることができます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

※5 「家庭」とは、児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替えます。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いをして生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

(3) 地域の役割

町民及び事業者⁶においては、道条例を踏まえ、次の取組を進めることができます。

- 町民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 町民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 町民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 町民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 町民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。

※6 「事業者」とは、北海道内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童生徒の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童生徒が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

- 町民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 町民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

3 町の責務

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

町においては、法及び道条例を踏まえ、学校設置者として、次の取組を進めます。

- 町は、町立学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色のある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
 - ・基本方針の学校ホームページ等での公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
 - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
 - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
- 町は、町立学校に対して、いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を継続して行うよう指導する。
 - ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
 - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること
 - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 町は、町立学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- 町は、町立学校に対して、いじめ問題への対応は、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
 - ・いじめ対応支援ツール等活用した組織的かつ実効的な対応を進めること
- 町は、町立学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- 町は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な取組を進める。
- 町は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 浦河町における基本方針の策定と組織の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と組織の設置に向けた取組を進めます。

(1) 「浦河町いじめ防止基本方針」の策定等

- 町は、法第12条、国の基本方針の第2の2(2)の規定を踏まえ、浦河町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示すとともに、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れ、道からの情報提供、指導、助言を得ながら方針の見直しを行う。

(2) いじめの防止等の対策に係る組織

- 町は、規模が小さいために独自のいじめ問題対策連絡協議会を設置することが難しいことから、道が設置する「地域いじめ問題等対策連絡協議会」と連携して、関係機関・団体との連携体制を構築し、情報を共有しながら取り組む。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

- 町は、法の第14条、国の基本方針の第2の2(4)の規定を踏まえ、教育委員会に附属機関⁷⁾の設置を検討する。
また、附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を得て公平性・中立性を確保する。
- 町は、教育委員会に附属機関の設置を検討する際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」、道の組織等を参考に、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

2 学校の設置者が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

(1) いじめの防止

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導⁸⁾やいじめの未

※7 ○ 附属機関は、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関であることから、法に基づき附属機関を設置する場合は、附属機関の担当事項等として附属機関の目的・機能などを定めた設置根拠となる条例が必要となる。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

然防止教育を推進する。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進める。

- 町は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組の充実
- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践の促進
- ・体験活動等を取り入れた実践の促進
- ・道徳教育や豊かな体験活動等に関する実践成果の普及 など

- 町は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング⁹⁾ など、心理教育プログラムの推進
- ・児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図る取組に関する事業等の成果の普及
- ・子ども理解支援ツール「ほっと」¹⁰⁾ 等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進 など

- 町は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

【主な取組】

- ・子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」実践事例の作成、活用の促進
- ・各種研究協議会における「生命（いのち）の安全教育」や性の多様性に関する課題の理解について研修内容の充実・関係機関と連携した「生命（いのち）の安全教育」の推進 など
- ・関係機関と連携した「生命（いのち）の安全教育」の推進 など

- 町は、設置する学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。

※8 「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

〔参考〕 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）

※9 「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング」とは、自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性（対人関係）に関するスキル、態度、価値観を身に付ける学習であり、社会性と情動に関する心理教育プログラムの総称のことです。

※10 「子ども理解支援ツール「ほっと」」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。

【主な取組】

- ・いじめの防止等の取組について交流・協議する管内及び町内規模の子ども会議の開催
- ・市町村独自の子ども会議の開催に向けた働きかけ など

○ 町は、設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行う。

【主な取組】

- ・子ども会議やP T A研修会等における啓発
- ・生徒指導研究協議会等の研修会・会議における啓発
- ・スクールカウンセラー¹¹⁾ やスクールソーシャルワーカー¹²⁾ 等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援及び研修資料の作成 など

○ 町は、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う人権教育の充実
- ・児童生徒が相談しやすい環境の整備の推進
- ・外部専門家チームの派遣
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発
- ・教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の充実
- ・学校教育指導等を通じて、「性的マイノリティ」とされる児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように関係市町村教育委員会や学校に対する指導、助言 など

○ 町は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対処方針の公表や校内研修の実施状況等の取組状況調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査、個人面談の実施状況や実施方法等を把握するための調査の年間複数回の実施 など

※11 「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。

※12 「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備する。

【主な取組】

- ・子ども相談支援センターへの24時間対応のフリーダイヤルのいじめ電話相談窓口の設置
- ・1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」¹³⁾の活用
- ・SNSを活用した相談事業¹⁴⁾の実施
- ・日高教育局における教育相談電話の設置
- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布
- ・校内外における相談窓口や通報連絡先の周知、利用促進の働きかけなど

- 町は、いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

【主な取組】

- ・児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施など

- 町は、設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童生徒等の相談により、いじめの解消につながった事例等をまとめた啓発資料の作成・配布
- ・「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」の普及・啓発
- ・「SOSの出し方に関する教育」の指導例の配布・周知
- ・「心と身体のチェックリスト」の普及・啓発など

- 町は、活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、スクールソーシャルワーカーの活用を促進するよう努める。

【主な取組】

- ・必要に応じて学校へのスクールソーシャルワーカーや児童生徒相談員の派遣
- ・スクールソーシャルワーカーや児童生徒相談員の活動の周知の促進
- ・スクールソーシャルワーカーや児童生徒相談員が「学校いじめ対策組織」の構成員である場合、児童生徒、保護者等に対し、組織の一員であることの周知の促進など

※13 「1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」」とは、いじめに關することなどの悩みを、北海道教育委員会のWebページで受け付ける窓口のことです。

※14 「SNSを活用した相談事業」とは、いじめを含め様々な悩みを抱える生徒に対し、生徒が直接、専門の相談員と双方向の相談を実施できる事業です。

- 町は、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し、道に報告する。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対処方針の公表や校内研修の実施状況等の取組状況調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査、個人面談の実施状況や実施方法等を把握するための調査の年間複数回の実施など

(3) 関係機関等との連携等

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。

【主な取組】

- ・警察や司法・福祉等の関係機関と連携した事業や会議等の活用の促進
- ・要保護児童対策地域協議会等の活用の促進 など・各種研修会や会議への P T Aなどの参加の促進
- ・各地域の組織の連携による子どもたちを見守る体制づくりの促進 など

- 町は、町内に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

【主な取組】

- ・「子供の人権 110 番」と「子ども相談支援センターの電話相談窓口」を相互に周知し合うなど 法務局と連携した取組 など
- ・各種研修会や会議への P T Aなどの参加の促進
- ・生徒指導やいじめの問題への対策に関する研修会・協議会等への児童委員の参加の要請 など

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、道が実施する次の研修等を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

【主な取組】

- 各種研修会への積極的な参加を促し、教職員の児童生徒を支援するための力量の向上を図る。
 - ・初任段階教員研修、教職経験者研究協議会、中堅教諭等資質向上研修、新任主幹教諭・教頭・校長研修会等における生徒指導に関する研修
 - ・生徒指導研究協議会等
 - ・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等への対応や支援等について理解を深めるための研修
 - ・カウンセリング能力等の教育相談に関する資質能力の向上を図る研修
 - ・教職員等を対象とした集団カウンセリング研修への参加促進
 - ・教育相談に関わる研修動画を用いた校内研修
 - ・いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣による研修

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- 無料通話アプリやSNSなどの不適切な利用を防止するための児童生徒及び保護者向けの啓発資料の配布
- ・専門家の講師による情報モラル教育の実施（毎年、各学年）
- ・定期的な学校ネットパトロールの確実な実施
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・課題となるネットトラブルへの対応を検討する体制の充実 など

- 町は、設置する学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

【主な取組】

- 「浦河町アウトメディア宣言」に即した、児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの利用の在り方や家庭でのルールに関する啓発
- ・インターネットを通じて行われるいじめの理解を図る保護者向け啓発資料の配布 など

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及します。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

【主な取組】

- ・いじめに関する児童生徒に対するアンケート調査、学校の対応状況についての調査、学校の取組状況についての調査と分析の実施
- ・いじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究した結果の共有化。
- ・いじめ未然防止モデルプログラムの改善・充実 など

(7) 啓発活動

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・いじめの防止等に関するリーフレット等の配布による保護者等への啓発
- ・保護者のいじめの問題に対する意識調査の実施
- ・いじめの相談に係る窓口についての紹介カードの配布やホームページへの掲載

(8) 学校の設置者による措置

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

【主な取組】

- ・スクールソーシャルワーカー・児童生徒相談員の派遣
- ・いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣 など

- 町は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条¹⁵⁾第1項（同法第49条、第49条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続に従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合に、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- 町は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようになるため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対策に関する協議会等における情報共有の促進

- 町は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

【主な取組】

- ・生徒指導研究協議会等における情報共有の促進
・地域の生徒指導に関する連絡会議の組織の活用の促進
・小学校、中学校、高等学校間の情報共有を図る組織・会議の活用の促進 など
・学校間における引継ぎシート等の工夫及び適切な管理、継続的な活用 など

※15 学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - 3 前項に規定するものほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 ※《中学校、義務教育学校にもそれぞれ準用。》

(10) 学校評価等における留意事項

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

町においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

- 町は、設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価¹⁶⁾に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう、指導、助言を行う。

【主な取組】

- ・学校評価の評価項目に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定するよう指導
- ・評価結果及びそれを踏まえた改善の状況等の学校のホームページや学校通信等による公表、情報提供を実施するよう指導 など

- 町は、設置する学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

【主な取組】

- ・教職員に関する評価の評価項目に、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況等を設定するよう指導 など

※16 ○ 学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※「幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。」

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※「幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。」

3 学校が実施すべき施策

荻伏小学校においては、法や国的基本方針、道の条例や道及び町の基本方針を踏まえ、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 意義

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 浦河町立荻伏小学校の取組

<いじめ防止のための基本姿勢と保護者への啓発>

- ・いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。
①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
②児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
⑤加害児童に対する成長支援の観点を踏まえ、加害児童が抱える問題の解決に当たる。
⑥学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

<いじめの未然防止の取組>

- ・いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。
①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得・算数科における習熟度別少人数指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
②学習規律の徹底

- ・チャイム席（ゼロ分スタート）
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方
- ③学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- ④社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定⇒体験活動を通した自己肯定感の向上
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ⑤児童会活動の充実
 - ・いじめ防止に向けた全校的な取組
 - (全校あいさつ運動・全校遊び)
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実
- ⑥人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

<いじめの早期発見にむけての取組>

いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。 ⇒いじめ防止対策委員会による PDCA サイクルの点検を行う。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細やかな観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
- ②「おかしい」と感じた児童がいる場合には、朝会、職員会議等の場において気づいたことを共有し、より多くの目で該当児童を見る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い当該児童から悩みなどを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。
- ④「いじめに関するアンケート調査」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。
- ⑤具体的方策
 - ア 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
 - イ 個人面談の実施
 - ・各学期はじめに教育相談週間の設定（4月、9月、1月）
 - ウ いじめに関するアンケートの実施
 - ・各学期1回実施（4月、10月、1月）

<いじめの早期解決>

- ①いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長はじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決に当たる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、適切に対応していく。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ いじめ防止対策委員会の体制

- ・いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下の通りとする。
＜校内構成員＞校長、教頭、教務主任、生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター、担任等
＜校外構成員＞教育委員会、指導主事、スクールソーシャルワーカー、PTA会長等

ウ いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修を企画し、計画的に実行する。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ・委員会が被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であることを、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

荻伏小学校においては、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動を取り組みます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

浦河町立荻伏小学校は、道立学校の取組を参考に、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、以下に記載するいじめの防止の取組を積極的に行います。

- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行います。
- 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めます。
- 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。
- 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニングなど心理教育プログラムの推進
- ・子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
- ・小・中学校間の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など

- 児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進します。

【主な取組】

- ・児童会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施
- ・児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用
- ・学校力の向上や児童の学力向上を図る取組の成果の活用 など

- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ・人権やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進
- ・各種研修会における成果の普及、啓発 など

- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
- ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など

- 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。

【主な取組】

- ・地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
- ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など

- 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。

【主な取組】

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布

- 児童が自主的に行う学級会や児童会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・いじめの根絶について児童会等が主体となった取組の推進
- ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童の参加
- ・各市町村で実施する子ども会議への児童の参加 など

- 「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な取組】

- ・児童生徒が相談しやすい環境の整備
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
- ・教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施 など

- 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な取組】

- ・日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童と障がいのない児童とともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについて教職員の個々の児童生徒の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながりのある児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
- ・被災児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見・ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施など

- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施します。

【主な取組】

- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童を対象とした講演会等の開催
- ・PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加など

② いじめの早期発見

浦河町立荻伏小学校においては、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しがゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員での確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- 日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めます。
- アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。

- アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施します。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払います。

【主な取組】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ防止対策委員会」等の組織における児童に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目の工夫
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ防止対策委員会」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

③ その他

- いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施します。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施
- ・外部人材を講師とした研修の実施 など

- プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。

【主な取組】

- ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童生徒への指導及び保護者への啓発の実施 など

- いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

- 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定めます。

【主な取組】

- ・収集した情報をまとめるチームの明確化
- ・アセスメントシートなどを活用した情報収集や対応方針の可視化（見える化）による教職員間での情報共有 など

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
 - ・「学校いじめ防止対策委員会」における迅速な確認、対処
 - ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すための継続的な観察・見守り
-
- ・いじめを受けた児童へのスクールソーシャルワーカー等による教育相談
 - ・いじめを受けた児童が不登校や別室登校になった場合の十分な学習支援
 - ・いじめを行った児童へのいじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
 - ・いじめを行った児童や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導など

- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進めます。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との連絡窓口の確認、情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・地域の生徒指導連絡会議、教護協会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

- いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底します。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止対策委員会」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

- いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。

【主な取組】

- ・迅速な保護者への連絡
- ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールソーシャルワーカーによる支援 など

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備します。

【主な取組】

- ・いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下での学習場所・活動場所を変更した指導
- ・いじめを受けた児童生徒や保護者の理解の下での学習場所・活動場所の復元
- ・児童生徒の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

- 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守します。

【主な取組】

- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

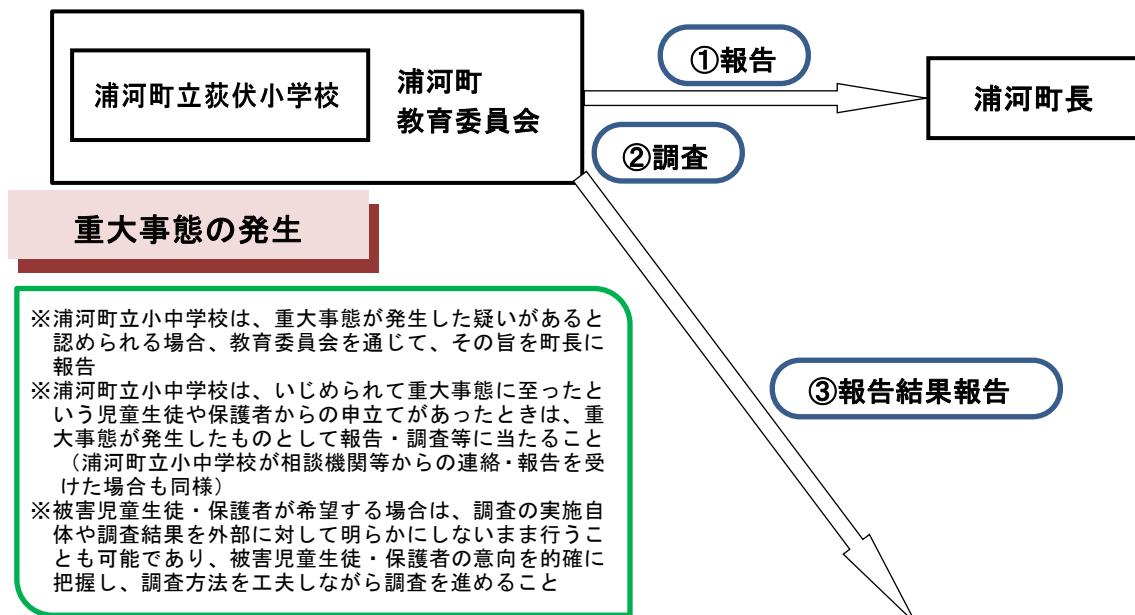
4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

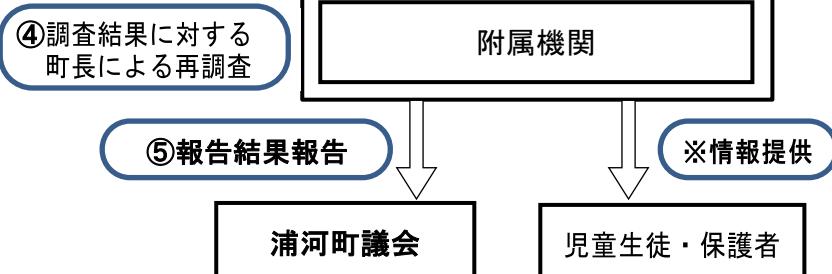
(1) 浦河町立荻伏小学校における対処

道条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、第3節市町村立学校に係る調査及び報告徴収の記載内容を図示しました。

○ 重大事態の発生と調査



○ 市町村長による再調査



- 調査を行うための組織や附属機関の設置について
重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくこと。
また、調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。
- 重大事態の発生に際しては、道立学校における対処を参考に対応する。
- 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他

- ア 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、
- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

- ・調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

イ 町長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

ウ 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講すべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができるに留意します。

エ 法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施します。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

浦河町いじめ防止基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国 の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、道においても、道条例第11条第7項及び「道の基本方針」の「II 1 (1) ア」の規定により、必要に応じて見直しなどを行うこととしている。

町においても、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れ、道からの情報提供、指導、助言を得ながら方針の見直しを行います。

浦河町立荻伏小学校いじめ防止基本方針の見直しの検討

荻伏小学校においても、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童の意見を取り入れ、町からの情報提供、指導、助言を得ながら方針の見直しを行います。

資料関係条文

【いじめ防止対策推進法】

第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に關係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第26条（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

【北海道いじめの防止等に関する条例】

第2条（定義）

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に關係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することができないようにするために、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第5条（道の責務）

道は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本道の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、基本理念にのっとり、その設置する学校（以下「道立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 道は、市町村がいじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 前項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2章から第6章までの規定に従い、及び次章から第5章までの規定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処に関する事務を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。
- 5 前2項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講ずることができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

第6条（学校及び学校の教職員の責務）

- 1 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第6条（学校及び学校の教職員の責務）

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

第7条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするために、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第8条（道民及び事業者の役割）

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第11条（北海道いじめ防止基本方針）

知事及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参照し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「北海道いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 北海道いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 3 北海道いじめ防止基本方針においては、道立学校のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）その他の法令で定める権限の範囲内において、市町村、学校法人その他の道以外の学校の設置者が設置する学校をその対象とするものとする。
- 4 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ問題審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第11条（北海道いじめ防止基本方針）

- 7 知事及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を勘案し、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に北海道いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 8 第4項から第6項までの規定は、北海道いじめ防止基本方針の変更について準用する。

第12条（学校いじめ防止基本方針）

- 道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参照し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該道立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。
 - 3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
 - 5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

第13条（道立学校におけるいじめの防止）

- 教育委員会及び道立学校は、道立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。
- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめを防止するため、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条（いじめの早期発見のための措置）

- 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各道立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
 - 5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第14条（いじめの早期発見のための措置）

6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第15条（関係機関等との連携等）

道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

第16条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるもの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第17条（学校評価等における留意事項）

教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校の評価及び道立学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようするために必要な措置を講ずるものとする。

第18条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育(情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うこと)を目的とする教育をいう。)の充実に努めるとともに、保護者に対して必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

第19条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

第20条（啓発活動）

道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第23条（道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

道立学校は、当該道立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該道立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第24条（いじめに対する措置）

道立学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 道立学校は、前項の通報を受けたときその他当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 道立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該道立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 道立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 道立学校は、当該道立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いがこることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 道立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該道立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

第25条（教育委員会による措置）

教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る道立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第27条（学校相互間の連携協力体制の整備）

道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

- 2 道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第34条（設置等）

道は、北海道におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他の関係者により構成される北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第35条（地域における連携）

教育委員会は、連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、連絡協議会と市町村教育委員会並びに各地域におけるいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第36条（設置）

北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。